



西山富三郎議員

区長設置条例の制定

自主性、独立性を尊重したい

問 区・自治会は地縁団体、生活共同体として互助的な歴史・文化・伝統を育んできた。
(1)旧名和町は区長の設置条例を制定していた。
新町にないのはなぜか。
(2)区長を通さずに文書を送っている世帯数は。
(3)「おらがところのムラ」

を持たず口は出すが手は出さない町民が増えるのではないか。
近隣同士のコミュニケーションをどう喚起しているか。

(4)区の設置は何世帯以上できるか。
(5)区長会が開催される。事故等があったら責任は誰が持つか。区長を非常勤特別職にしたらどうか。
(6)法人格を有しない「地域自治区」の創設が示された。市町村の判断により条例で設置できる。
本町では可能か。

答 (山口町長)
(1)合併協議会で、旧3町3様の状況を検討した。自主性や行政からの独立性を保障すべきとの結論に達したことによるものである。
(2)特別養護老人ホーム入所者を含め、中山地区37世帯。名和地区116世帯。大山地区39世帯。
(3)転入・転居手続きの際に区長・自治会長に挨拶に行くように説明している。

区・自治会の加入については強制的な勧奨はしていない。
(4)自主的な組織であり何世帯以上という認定基準はない。宅地造成や区の統廃合による新たな組織誕生の可能性もあるので今後検討したい。

(5)区の設置条例がない現行では、非常勤特別職にあたらぬ。責任所在は個人にあるものと考ええる。
(6)地域自治区は小学校校区、あるいは昭和の大合併前の旧町村程度の規模で、その区域住民の中から市町村長が選任する者によって構成される地域協議会によって運営されることになる。
市町村の事務を分掌されるため、事務所の設置と職員の配置が可能となっている。

住民自治組織のひとつの方向性だと考え調査研究したい。

譲与された公共物の活用

多目的活用は必要

問 国土交通省所管の機能を有している法定外公共物(里道・水路)は市町村に譲与されることになった。

(1)平成17年3月31日が期限であった。事務手続きはいつ完了したか。
(2)個人に払下げすることができる。周知はしたか。
(3)通称庄内県道の歩道設置工事が計画されている。関係者15名のうち建物関係者は6名である。近くに使用されていない空づつみがある。宅地造成等の促進、多目的活用を図るべきではないか。

答 (山口町長)
(1)公図に赤く示された里道を通称「赤線」、青く示された水路を「青線」と呼び国有財産として管理していた。
地方分権一括法を平成

12年4月1日に施行し、機能を有しているものについては市町村に無償で譲与した。
旧3町とも16年中に手続きを終え、期限内に譲与を受けた。
(2)手続きの相手方が国から町に移っただけである。制度そのものが変わった訳ではなく周知は行っていない。
払下げにあたってはそ

の公共物が持つ機能、用途が必要なくなったとの判断ができる場合のみ可能である。現時点では用途廃止、払下げの希望は24名24件である。
(3)計画地には道路に接して建物があり、工事に伴い移転の必要が想定される。
ため池の用途を廃止し、有効活用として宅地造成を行うことも一つの方法であると思う。
譲与を受けた財産とはいえ関係者の同意が前提となる。多目的に有効活用することは必要である。



長い間使われていない原田ため池